

広島県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)
りそな銀行	0120-24-3989
三井住友銀行	0120-325-023
三井住友信託銀行	http://www.smtb.jp/personal/loan/house/special/flat35.html
イオン銀行	http://www.aeonbank.co.jp/housing_loan/flat/
楽天銀行	0120-456-225
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は03-6737-9173
鳥取銀行	0857-37-0267
山陰合同銀行	0852-55-1000
中国銀行	086-241-3808
広島銀行	0120-293-801
山口銀行	http://www.yamaguchibank.co.jp/personal/convenience/loan/
トマト銀行	086-800-1810
もみじ銀行	0120-808-077
西京銀行	0834-34-9384
広島信用金庫	0120-88-2760
呉信用金庫	0823-21-6441
しまなみ信用金庫	0848-62-7114
広島市信用組合	082-248-1171
広島県信用組合	082-242-5540
中国労働金庫	0120-86-3760
広島県信用農業協同組合連合会	082-248-9516
スルガ銀行	0120-50-8689又は0120-70-8655
伊予銀行	0120-14-2414
四国銀行	088-871-2423
香川銀行	087-867-6888
愛媛銀行	089-933-1117

金融機関名	お問い合わせ先
日本住宅ローン	03-5802-5050
東京クレジットサービス	03-5226-3681
アルヒ (IBSBIモーグージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/(広島店) 082-509-2201(福山店) 084-973-1117
旭化成ホームズフィナンシャル	0120-860-453
全宅住宅ローン	082-545-2721
ファミリーライフサービス	0120-027-035
あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
財形住宅金融	http://www.zaijukin.co.jp/
優良住宅ローン	082-258-2778
ジェイ・モーグージバンク	0120-035-235
オリックス・クレジット	0120-2662-35
トヨタファイナンス	052-527-7411
日本モーグージサービス	0570-035-460
シャープファイナンス	06-4964-6561
LIXILホームファイナンス	0120-175-553
ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
クレディセゾン	0120-235-551
一条住宅ローン	0120-516-171
ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	三原市の補助金のお問い合わせ先
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ 082-221-8654	三原市 経営企画部 地域企画課 0848-67-6011

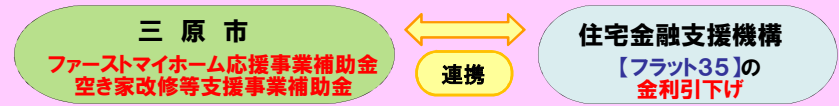
 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency <フラット35サイト> www.flat35.com	お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料) 営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日営業しています。) ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 (通話料金がかります。)
--	---

(平成30年5月16日現在)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために三原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する三原市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、	当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、	当初5年間 年▲0.5%

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.35%(平成30年5月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、三原市の補助金交付が終了した場合も受付を終了します。詳細は三原市にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、三原市から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件

「三原市ファーストマイホーム応援事業補助金」の交付対象で、かつ、それぞれ次の要件をすべて満たす必要があります。

【フラット35】子育て支援型(若年子育て)

- 補助申請者の年齢が補助金交付申請時点で満40歳未満であること
- 補助申請者に、補助金交付申請時点において満15歳未満である現に同居扶養する子(出産予定を含む)があること

【フラット35】地域活性化型(UIJターン)

- 三原市外から三原市内への移転者で次のいずれかに該当すること
 - ア 補助金交付申請前1年以上市外に住所を有すること
 - イ 三原市若年及び子育て移住世帯家賃補助金の補助対象期間内であること

「三原市空き家改修等支援事業補助金」の交付対象で、かつ、次の要件を満たす必要があります。

【フラット35】地域活性化型(空き家対策)

- 三原市空き家バンクに登録された空き家を取得すること

三原市の補助金の概要

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金

～初めて住宅新築又は購入した場合に補助を行います。～

区分	条件	補助額(100万円が限度)
若年移住世帯	①移住者のみの世帯 ②夫婦双方の年齢が40歳未満 ③新築又は新規購入	次のうち、いずれか低い額 ①50万円に次の金額を加算した額 ・婚姻から1年未満 10万円 ・15歳未満の子 1人につき10万円
子育て移住世帯	①移住者のみの世帯 ②満15歳に到達していない子(胎児を含む)がいる世帯 ③新築又は新規購入	①新築費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じた額 ③新規購入費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じた額に、住宅の改修費用に2分の1を乗じた額を加算した額
若年定住世帯	①夫婦双方の年齢が40歳未満 ②市が指定する市分譲地を市から購入して住宅を新築する世帯	次のうち、いずれか低い額 ①80万円に次の金額を加算した額 ・移住者のみの世帯 20万円 ・婚姻から1年未満 10万円 ・15歳未満の子 1人につき10万円
子育て定住世帯	①満15歳に到達していない子(胎児を含む)がいる世帯 ②市が指定する市分譲地を市から購入して住宅を新築する世帯	②新築費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じた額 ③市から購入した分譲地価格に5分の1を乗じた額

三原市空き家改修等支援事業補助金

～移住に伴い、空き家バンク登録物件の改修等を行う場合に補助を行います。～

【補助条件】

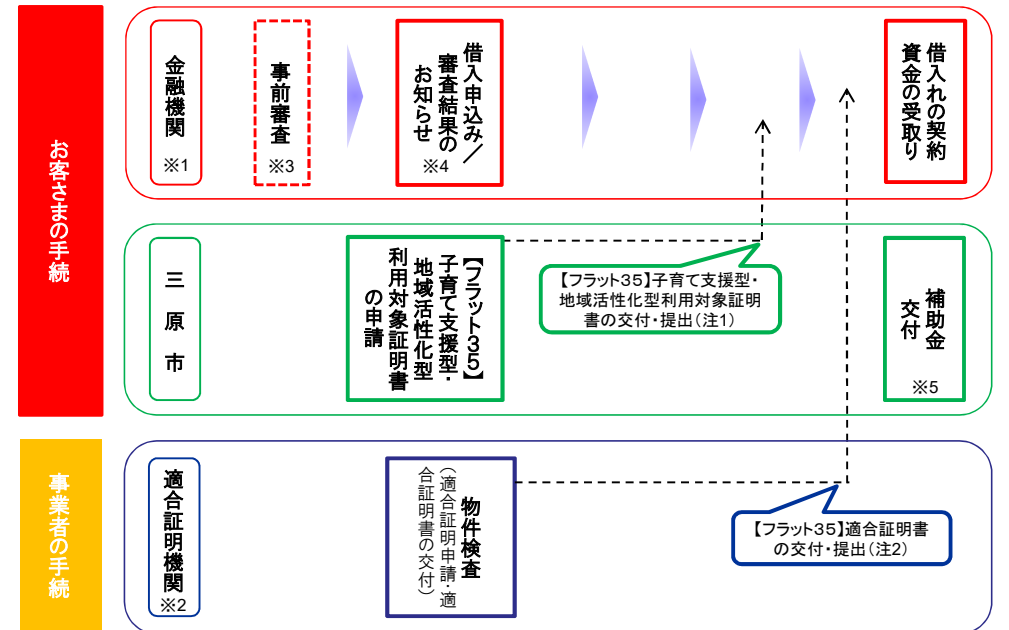
- ・三原市に移住しようとする方(物件の売買契約から6ヶ月以内であること)
- ・三原市空き家情報バンク登録物件を利用すること
- ・空き家の居住の用に供する部分の機能回復のための修繕工事又は設備改善のための修繕工事を行うこと
- ・市内の建設事業者等による施工、若しくは市内の事業者等から材料を購入し、自らが施工すること。

【補助額】

必要な経費の1/2以内
(30万円が限度)

※詳細は、三原市 経営企画部 地域企画課へお問い合わせください。

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、三原市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入の契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5)補助金交付は、三原市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります。●【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢より借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます。【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。